

香港の税制2020-21年度

給与所得税

給与所得税は、一定の現物給与を含む香港を源泉とする給与所得に対して課税されます。住宅手当については、税制上の優遇措置があり、一般的に住宅手当以外の給与の10%がみなし家賃として給与所得に加算されます。

その他の免除規定には以下のものが含まれます。

- 香港及び香港外の雇用契約の双方について60日基準による免除規定
- 香港外の雇用契約の場合、滞在日数基準での課税

税率と所得控除

給与所得税の税額は次の(a), (b)で計算した金額のいずれか低い方となります。

a) 所得控除後、人的所得控除前の課税対象所得に標準税率15%を乗じた金額

b) 所得控除及び人的所得控除後の課税対象所得に以下の累進税率を乗じた金額

累進税率	2020-21	累進税率	2019-20
HK\$50,000まで	2%	HK\$50,000まで	2%
HK\$50,001からHK\$100,000まで	6%	HK\$50,001からHK\$100,000まで	6%
HK\$100,001からHK\$150,000まで	10%	HK\$100,001からHK\$150,000まで	10%
HK\$150,001からHK\$200,000まで	14%	HK\$150,001からHK\$200,000まで	14%
HK\$200,001以上	17%	HK\$200,001以上	17%

人的所得控除	2020-21 HK\$	2019-20 HK\$
基礎控除(独身)	132,000	132,000
基礎控除(既婚)*	264,000	264,000
扶養子女控除(1人につき) 第1子から第9子まで		
• 誕生年度	240,000	240,000
• 翌年度以降	120,000	120,000
扶養父母・祖父母控除(1人につき) 60歳以上		
• 同居の場合	100,000	100,000
• 別居の場合	50,000	50,000
55歳から59歳まで		
• 同居の場合	50,000	50,000
• 別居の場合	25,000	25,000
扶養兄弟姉妹控除(1人につき)	37,500	37,500
寡婦(夫)控除	132,000	132,000
障害者控除	75,000	75,000
扶養障害者控除	75,000	75,000

*既婚者でその配偶者に課税所得が発生していないか、配偶者とともに合算申告を選択した場合に認められます。

自己学習費用及びその他の控除(限度額)	2020-21 HK\$	2019-20 HK\$
自己学習費用	100,000	100,000
高齢者在宅介護費用控除	100,000	100,000
住宅ローン控除*	100,000	100,000
退職金給付に対する強制積立	18,000	18,000
年金保険料及びMPFへの自発的な拠出金	60,000	60,000
任意健康保険制度での保険料(1人につき)#	8,000	8,000
慈善寄付金	課税所得の 35%まで	課税所得の 35%まで

*控除期間: 20年

#納税者または配偶者の祖父母、両親、兄弟をカバーする特定の親族に適用

事業所得税

- 課税対象
課税所得は、会計上の利益に税法で定められた加減算調整を行って算出されます。
- 税率
法人 – 16.5%*
その他 – 15%*
 - 2018-19 査定年度に適用される二段階の事業所得税率制度では、法人および非法人事業の利益の200万香港ドルまでの税率は半分となり、残りの利益は上記の通常税率で引き続き課税されます。しかし、「関連当事者 (Connected Entities)」に関しては、同一査定期間において、1社のみが二段階の事業所得税率制度を適用できます。
- 欠損金の繰越
税務上の欠損金は、租税回避が疑われる場合を除き永久に繰越可能です。
- キャピタルゲイン
非課税です。
- 受取配当金
非課税です。源泉徴収もされません。
- 慈善寄付金
課税所得の35%までは損金算入可能です。
- 非居住者に対するロイヤリティ支払

実効源泉徴収税率*		
支払先	法人	法人以外
関係		
非関連者	4.95%	4.5%
一定の要件を満たす関連者	16.5%	15%
*二段階の事業所得税率制度及び二重課税防止協定の適用により税率が軽減される場合があります。		

印紙税

- 株式の譲渡: 0.2%
- 不動産の譲渡

HK\$	第1 基準税率 ^{1、2}	第2 基準税率 ^{1、3}	均一 税率 ⁴
200万以下	1.5%	HK\$100	15%
200万 – 300万	3.0%	1.50%	
300万 – 400万	4.5%	2.25%	
400万 – 600万	6.0%	3.00%	
600万 – 2,000万	7.5%	3.75%	
2,000万 以上	8.5%	4.25%	
1 税率適用枠を若干上回る場合には、段階税率を適用できる措置があります。 2 下記注3に該当する場合を除き、この税率は、2013年2月23日以降に締結された非居住用不動産契約及び2013年2月23日～2016年11月4日に締結された居住用不動産契約に適用されます。 3 居住用不動産取得時に香港に他の居住用不動産を所有しておらず、一定条件を満たしている香港永住者に対して適用されます。 4 上記注3に該当する場合を除き、2016年11月5日以降に締結された居住用不動産の売買契約や譲渡契約には、15%の定額税率が適用されます。			

上記の税率に加え、2012年10月27日以降に取得した居住用不動産を3年以内に譲渡した場合は、追加で10%～20%の特別印紙税の対象となります。

また、2012年10月27日以降、香港永住者ではない個人及び法人が居住用不動産を取得した場合、その買手は15%の追加の印紙税の対象となります。

- 90%以上の持株関係を有するグループ会社間での株式・不動産の譲渡: 免除

資産所得税

香港内の不動産を所有し賃貸する個人は、賃貸料収入の80%に対して15%の標準税率で課税されます。一方、法人の不動産賃貸収入は資産所得税の対象とならず、事業所得税として課税されます。

相続税

香港では2006年2月11日以降に亡くなった被相続人の財産に相続税はかかりません。

その他の税金と費用

空港利用税: 120香港ドル
(12歳未満は免除)

賭博税

- 競馬: 総利益に対し複数の税率
- マークシックス: 売上の25%
- サッカーくじ: 総利益の50%

事業登録税

- 1年分の登録と賦課金: 2,250香港ドル**
- 3年分の登録と賦課金: 5,950香港ドル**

資本登録税

2012年6月1日付で全廃されました。

ホテル宿泊税: 0%

物品税

酒、煙草及び炭素(燃料)に複数の税率

自動車登録税

私有車及びその他の車両の課税評価額に115%までの限界税率を適用

**2020-21年度の財政予算案では、2020-21年査定年度の事業登録費用を2千香港ドル削減することが提案されています。

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY
EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2020 Ernst & Young Tax Services Limited.
All Rights Reserved.

APAC no. 03009746
ED None.

ey.com/china

About EY's Tax services
Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

